

【資料1】就業規則例

(病者の就業禁止)

第 条 会社は、次の各号のいずれかに該当する従業員について、その就業を禁止する。

1. 毒性伝播の恐れのある感染症の疾病にかかった者
 2. 心臓、腎臓、肺等の疾病をもち、労働をすることにより病勢が著しく増悪する恐れのある者
 3. 前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定める疾病にかかった者
 4. 前各号の他、感染症予防法等の法令に定める疾病にかかった者
2. 前項の規定にかかわらず、会社は、当該従業員の心身の状態が業務に適さないと判断した場合、また、当該従業員に対して、医師および国等の公の機関から外出の禁止、あるいは外出自粛の要請があった場合、その就業を禁止することがある。
3. 第1項、第2項の就業禁止期間の給与については、給与規定に定める。